

ユニバーサルサービス政策委員会(第37回)及び
ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ(WG。第7回)合同会合
議事概要

1. 日時: 2024(令和6)年3月27日(水) 10:00~10:57

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員: (※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はWGのみの構成員。無印は両会合兼任)

三友仁志《ユニバ政策委》主査(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、

関口博正《WG》主査(神奈川大学経営学部教授)☆、

大谷和子《ユニバ政策委》主査代理(株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、

相田仁《WG》主査代理(東京大学名誉教授)☆、

春日教測専門委員(甲南大学経済学部教授)、

砂田薫専門委員(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、

高橋賢専門委員(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、

長田三紀専門委員(情報通信消費者ネットワーク)、

岡田羊祐委員(成城大学社会イノベーション学部教授)※、

藤井威生専門委員(電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授)※

(2) WGオブザーバ:

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、

一般社団法人電気通信事業者協会、

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、

KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局): 今川拓郎総合通信基盤局長

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、

宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 答申（案）について

5. 議事録:

【宇仁補佐】 おはようございます。事務局の基盤局基盤整備促進課の宇仁でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は三友主査及び関口主査をお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

【三友主査】 承知いたしました。皆様、おはようございます。ただいまから、ユニバーサルサービス政策委員会（第37回）及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第7回）の合同会合を開催いたします。

最初に、事務局から本日の会議の資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日の資料は、議事次第、資料1及び2、参考資料1、2及び3で、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、本日の議題は、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方であります。この議題に関する進行につきましては、本件について集中的に議論を行っていただきましたワーキンググループの主査である関口先生をお願いしたいと思います。

それでは関口先生、よろしくようお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。それでは、本日の議題につきましては、前回会合で御

了承いただきました答申（案）につきまして、パブリックコメントを34日間行いました。本日は、その結果とその意見に対する考え方の案などを事務局から説明していただき、その後、審議に入りたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 事務局の大堀でございます。資料1及び資料2について御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。先月2月7日から今月11日まで34日間、パブリックコメントを実施し、法人・団体11件、個人2件、合わせて13件の御意見を頂戴しました。

これらを答申（案）の項目順に並べ、整理したものが2ページ目以降になります。

表の左側に御意見をそのまま引用し、通し番号を振りました。それぞれに対応する形で、その右側に御意見に対する考え方の案を記載し、通し番号を一致させております。本日は、この考え方の案を中心に御議論いただきたいと思っております。

1つ目になります。交付金・負担金の算定等の基本的な考え方について、「意見1」から「意見6」まで、6つの御意見を頂戴いたしました。

「意見1」は、未整備地域がどの町、字に、どの程度の規模で存在するか正確に把握し、支援区域の特定を行うことが重要との観点から、沖縄の事例を引き合いに出されて、自治体等との協力の重要性と、支援区域の指定結果を公開することの重要性を訴える御意見であります。実はこれは今回のパブリックコメントの対象外ではございます。ただ、総務省において今後の施策の参考とすべきとさせていただきます。

「意見2」でございます。電話のユニバーサルサービス制度が競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとされていることを取り上げまして、今回の答申（案）にもその観点を盛り込んでどうかとの御意見です。この点、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度、これ以降、単に「BBユニバ制度」と申し上げさせていただきますが、これにおいては、現に未整備地域などが存在し、また、どの事業者もその自由な判断で事業を展開し、あるいは縮小することなどが可能であり、御指摘の内容をこのBBユニバ制度全体にわたって対応・適用させることは困難と考えます。よって、原案のままとさせていただきますと思っております。

「意見3」から「意見6」までは、賛同意見を一部賜りつつ、今後、この制度の見直しを行う場合に気をつけるべき観点を御提案いただいております。見直しの際の参考とさせていただきます旨をそれぞれ記載させていただきます。

5 ページ目に移らせていただきます。減価償却費の扱いについて、「意見7」から「意見9」まで、3つの御意見を頂戴しております。いずれも御賛同いただきつつ、特に「意見8」と「意見9」は、今後の総務省における検討又は見直しの際の必要な観点を御提案いただいております。総務省においてそれぞれ対応すべき旨、記載をさせていただきます。

次に、未利用芯線等のコスト等について、「意見10」から「意見15」まで、6つの御意見を頂戴しております。このうち、「意見10」から「意見13」までの4つは、未利用芯線などのコストを算定対象とすることに賛同いただきつつ、総務省において必要な措置を検討する際に配慮すべき事項や検討のポイントをそれぞれ御提案いただいております。また、「意見13」を含めまして、次の「意見14」、そして「意見15」は、接続料との兼ね合いから、交付金による二重のコスト回収がなされる事態が生じないよう、注意喚起をしていただいております。「コストミニマムとなる案」、「国民経済への負担の最小化」、「コストの透明性確保」などの観点を御提案いただきました。今後、総務省において必要な措置を検討する際や実際の運用において参考とすべきとまとめさせていただきました。

8 ページ目を御覧ください。利用部門コストの算定についてでございます。「意見16」及び「意見17」の2つを頂戴しております。「意見16」は、広報宣伝費用を交付金算定の対象とすべきという御意見である一方で、「意見17」は、そうではなくて、広報宣伝費用を対象から外し、残った利用部門コストとされたものにつきましても必要最小限にすることを継続的に検討すべきという御意見でございました。いずれも今後の見直し等の際の参考とさせていただきます旨、記載させていただきました。

続いて、共通費の配賦基準について、「意見18」から「意見22」まで、5つ頂戴しております。このうち、「意見18」と「意見20」は、BBユニバ制度とは別に、放送サービスに係る維持管理費用を支援する制度の必要性を訴えられる御意見でございまして、総務省の今後の施策の参考とすべき旨を記載させていただきます。

「意見19」は、御賛同意見でございます。

続きまして、「意見21」です。こちらは、二芯提供を行う事業者の利用実態も見て、今後検討すべきであるという御提案でございます。今後の見直しの際の参考とする旨、記載させていただきます。

「意見22」は、共通費の配賦基準について、「制度の運用状況等を踏まえて継続的に見直しを図っていくこと」と答申（案）原案ではしておるところ、記載内容の趣旨を明確化す

べきとの御意見を頂戴しました。そこで、表の右側の「考え方22」にありますとおり、下線部分でございますが、「共用する設備の利用実態」との文言を追記させていただくようにする修正案を記載させていただきました。

次に、収入費用方式について、「意見23」及び「意見24」の2つを頂戴しました。「意見23」は、I S Pまでの中継回線費用も交付金算定の対象に入れてほしいとの御意見であります。ただ、こちらは昨年取りまとめられました情報通信審議会のいわゆる2月答申を踏襲し、中継回線部分を算定対象に入れることは適当でないとさせていただいております。

また、収入費用方式の適用時期に関する御意見も併せて頂戴しておりまして、こちらは「総務省において継続的に見直すことが適当」と答申（案）で整理されている旨、記載させていただいております。

「意見24」は、賛同をいただきつつ、総務省における今後の継続的な見直しにおける御意見を頂戴しており、検討の際の参考とすべきと整理をさせていただきました。

12ページ目を御覧ください。続いて、大幅な赤字額の設定について、「意見25」から「意見28」まで、4つの御意見を頂戴しました。このうち、「意見25」については、支援区域の指定の在り方に関する御意見であり、総務省における今後の施策の参考とすべきとさせていただきました。また、「意見26」は、特別支援区域に該当した区域の中でも、いわゆる辺地法や過疎法に該当する区域については、さらに別の配慮を求める御意見でございまして、総務省における今後の施策の参考とすべきとさせていただきました。

「意見27」及び「意見28」は賛同意見であり、「意見28」は、さらにベンチマークの適切な設定を求める御意見でございます。総務省令等の策定の中で参考とすべき御意見とさせていただいております。

14ページ目を御覧ください。「その他必要と考えられる事項」に移ります。まず、通信モジュールについては、「意見29」及び「意見30」でいずれも賛同を賜りつつ、今後の検討の視点や留意事項を御提案いただき、これに加えまして、「意見30」では、受益の公平性の観点についても御示唆を頂戴しております。総務省における今後の検討の参考とすべきとさせていただきました。

次に、「意見31」は、周波数の一体的運用について、御賛同いただいたものになっております。

続いて、公設設備の適切な管理の重要性などについては、「意見32」及び「意見33」で、それぞれ新規の補助金創設や今後の更なる施策の推進を求める御意見を賜っております。

総務省において今後の施策の参考とすべきとさせていただきました。

「意見34」は、広報の重要性について、賛同いただいた御意見であります。

次に、「海底ケーブルに代わる新たな技術の登場に備えて」という項目について、「意見35」及び「意見36」の2つを頂戴しております。このうち、「意見35」は、支援が打ち切られないようにしてほしいとの御懸念の声でございまして、総務省において今後の施策の参考とすべきとさせていただきました。

「意見36」は、無線通信設備や通信衛星設備を「交付金算定の中で見積もることも将来的にはあり得る」との考えを答申（案）で示すべきでないとの御意見でございます。将来的には海底ケーブルの代替になる可能性を指摘するものであり、その可否も含めて、今後の検討課題でございます。よって、原案のままとし、今回の御意見は、今後の検討・見直しの際の参考とさせていただきたい旨、記載させていただいております。

16ページ目の中段に移ります。集合住宅向けブロードバンドサービスの回線数報告については、「意見37」及び「意見38」の2つを頂戴いたしました。「意見37」は、最大戸数を基にした負担では、公平性の観点から問題があるという御指摘になります。これについては、2月答申において既に、実際に提供されている回線数を把握している場合は、当該回線数を報告することが適当と整理されておりました、今回もその整理を支持する旨、答申（案）に記載しております。

「意見38」は、「卸元の負担事業者が集合住宅の戸数を把握できない」との御懸念の表明でございます。この点は、総務省における今後の運用の参考とすべきと記載させていただきました。

最後の項目に移ります。17ページ目を御覧ください。「意見39」は、事業者の混乱を憂慮し、事前の説明会やガイドラインの策定などを求める御意見であり、総務省において制度運用時の参考とすべきとしてございます。

「意見40」及び「意見41」はその他の御意見でございまして、考え方については記載のとおりでございます。

以上が資料1でございました。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは、パブリックコメントに付したバージョンの答申（案）に対しまして、先ほど御説明申し上げましたパブリックコメントを踏まえた修正を反映しております。20ページ目を映写していただけますか。ここで、共通費の配賦基準の見直しの際の観点として、「共用する設備の利用実態」という文言を追記させてい

いただきました。こういった修正ですとか、パブリックコメント開始以降にも事務局において修辭上の修正をさせていただいております。資料編への追記なども行わせていただいております。それらを赤字の見え消しで表したものになっております。御確認のほどお願いいたします。

説明は以上になります。御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの大堀企画官の御説明をベースにして、資料1、資料2、全体を通じてどこからでも結構ですので、御意見等がございます方は、チャットもしくは御発声にしてお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

今回頂戴した御意見等につきましては、オブザーバの方からも、今までの議論を改めて活字でお示しくださった内容も多々ございますので、疑問点なり補足すべき点がございましたら、オブザーバとして参加されている皆様からも御意見を賜われれば幸いです。いかがでございましょうか。

高橋先生、お願いしてよろしいですか。

【高橋専門委員】 高橋です。コメントを述べます。いろいろな修正が少し出てきてということで、事務局の修正案はこれでよろしいかと思えます。議論を尽くしてきて、ここまで来たのは感慨深いところであります。

とはいえ、この問題というのは、状況・環境の変化というのが非常にいろいろとありますので、今後も注視して、広くいろいろなところから意見を聴取しながら、また継続して審議していかなければいけないかなと思えます。以上、感想です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。特にないですか。

場つなぎで、私のほうから1点、質問したいことがあるので、それをしゃべっていきましょうか。意見36のところ、KDDI様から、通信衛星設備については、ここでは将来検討課題として導入もあり得るといふことの記述もよろしくないという御意見を賜りました。

KDDI様は、スターリンクを2022年から法人提供されて、今年の春には個人向けにも提供されるということが報道等で紹介されていて、本体が今回、個人向けには初期費用が5万5,000円、月額料金6,600円という金額も提示されているわけですが、こういったものについて、検討もけしからんというか、ここでは手順が違うという言い方ですが、スターリンクの状況についてKDDIさんから御紹介いただいて、これがどういう状況に

あって、ほかの現在採用しているユニバ対象の通信手段とは異なるということ等について、補足的な説明で構いませんので、今頂戴できるようだったら、山本さん、お願いできますか。入っていないのかな。

ほかに御意見等賜われる方がいらっしゃるようであれば、そちらを優先して、入られたタイミングでKDDIの山本さんから補足説明をいただければと思いますが、ほかの先生方でいかがでしょうか。KDDIさんからチャットも入っていますので。

相田先生、お願いいたします。ごめんなさい、その前に藤井先生ですね。藤井先生の後なので、相田先生、少しお待ちいただきます。

【藤井専門委員】 すみません。藤井です。よろしく申し上げます。私、ワーキンググループの議論に出ていなかったので教えてほしいんですが、意見37の、ちょうど今、一番下に映写されている集合住宅向けのブロードバンドサービスの回線数報告というところなのですが、こちら、具体的な運用としては、回線数はどのように決定するのでしょうか。左側の意見のところにもありますが、実際にはほかのサービスを契約して、集合住宅契約のものは、そのまま放ってあるけど使っていない人というのは、アンケートとかで使っていないと宣言すればいいのか、それとも何かもっとちゃんとした契約書を交わしている場合のみ実数カウントされるのか、この辺りはどういう考えなのかを教えてくださいませんか。

【関口主査】 ありがとうございます。事務局、お答えいただけますでしょうか。

【大堀企画官】 まず、この点に関しては、負担金を徴収するとき、どの回線数に対して負担金をお願いするのかということから制度設計をすることになります。今回いただいた御意見は、提供可能な最大戸数で把握をしてしまうと、提供可能な最大戸数で負担金の額を掛け算で出すことになり、それでは実際に使っていない部分を誰に負担していただくのかという問題が発生するので、提供可能な最大戸数ではなくて、現に契約している契約者数であれば、実際に使っている人に負担金をお願いすることができるので、そうしてくれないかというお考えかと思います。

よって、現時点、右側の考え方37でお示しさせていただいたとおり、事業者のほうで契約回線数を把握可能なのであれば、それを御報告いただければ、それに掛け算をして負担金の額を算出することが可能です。一方で、それができないのであれば、提供可能な最大戸数を御報告くださいという立てつけの制度にさせていただこうと思っております。

なお、この制度内容は、今後、総務省令等に書き込んでいく内容になります。

以上になります。

【藤井専門委員】 ありがとうございます。マンションとかだと一括契約で管理組合が契約している例などがあるかと思いますが、その場合は戸数で決まるという考え方でしょうか。

【大堀企画官】 実際のいろいろな事例があろうかと思いますが、皆様の御意見もよく伺いながら、具体的な省令等の内容を詰めさせていただきたいと思います。

【藤井専門委員】 具体的な方法はこれからということということで、理解しました。ありがとうございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 この離島を結ぶ設備に関しては、私がいろいろこのワーキンググループ及び研究会で指摘させていただいた点なんですけれども、やはり海底光ファイバですと、費用もかかるし、トラブルがあったときの修理に非常に時間がかかるということで、短距離で無線回線で届くような場合には、そのほうが合理的な可能性もあるんじゃないかということで、少なくとも将来的な可能性として、そういうものを推進するという考え方もあるのではないかとということで発言させていただいたんですけれども、多分、意見35のNTT東日本・西日本さんの御意見につきましては、そういう無線のほうがかえって安上がりだということで、現実に光ファイバを引いているところで、非効率設備だからといってお金をけちるようなことはしないでくれという御指摘かと思います。

それで、KDDIさんの御意思がどこにあるのかということとは必ずしもよく分からないんですけれども、そういうことで、具体的にどのような距離であれば無線で届くのか、無線のほうが合理的なのかということについては、まだまだ検討の余地があるので、現時点でそれに触れるのは適切ではないという御指摘かと思いますが、あくまで今回の答申の範囲内では光ファイバで算定するという一方で、ただ、将来的には別の方法もあり得るということで御理解いただければというふうに、言い出しっぺの私としては意見を述べさせていただきます。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

岡田先生、お願いできますでしょうか。

【岡田委員】 ありがとうございます。私、ワーキングには参加しておりませんでしたので、十分内容が理解が行き届いていない可能性があるんですけども、今のコメントと関

連するのかどうかよく分からないんですが、意見35や、あるいは意見24ですかね、特異判定式の適用や標準判定式の適用に切り替わる時期についてというコメントがあったかと思えます。

これは要するに、町、字の単位で、非常に不採算地域で、海底ケーブルもそうかもしれませんが、収入費用方式を適用すべき町、字というものについての認定をどうするかという話に関わるのかなと思うんですが、この切り替わるという話なんですけれども、これ、例えば制度が運用される中で、状況の変化に応じて、技術の変化あるいは災害等の事象によって、何か切り替わるとか、そのようなことを含意しているのか、あるいは、3年後の見直しの時期に改めてそういう指定の見直しを一括して行うようなことを考えておられるのか。

特異判定という言葉がまだ耳によくなじんでいなかったんですが、これは収入費用方式ということでもいいのかという確認と、あとは、切り替わりについて、実際の運用をどのようなことを今後想定して考えて検討していかれるのかなということについて、これはどなたにお伺いすればいいのかよく分からないんですが、ワーキングでそのような議論があったのであれば教えていただきたいし、まさにこの字義どおり、今後の検討ということであればそのまま結構ですが、情報提供いただければと思います。よろしくお願いします。

【関口主査】 ありがとうございます。ここは、例えば意見24のところなんかは、民間移行後、収支が改善して黒字になったようなケースも想定できるということの含意だと思うんですけれども、事務局から少し説明いただけますでしょうか。

【大堀企画官】 岡田先生、ありがとうございます。まず、昨年2月に取りまとめられましたいわゆる2月答申の中で、民間移行したようなところ、あるいは未整備地域といったところについては、ある程度モデルをつくって、別途、収入費用方式的なものを検討してはどうかと問題提起がなされておりましたので、今回議論をしていただきました。

そして、多くの場面においては、モデル化したものを標準判定式という形で、23万町字に対して区域指定をする場合に使い、あるいは具体的な交付金額を算定する場合に使うため、標準判定式を整備するということになりました。一方で、公設設備の民間移行地域と未整備地域の2つの場面に限りましては、標準判定式ではなく、構築費用を勘案した形での、別途のモデル、これを特異判定式と名づけさせていただきましたが、特異判定式を例外的に適用していこうという結論に至っているものと承知しております。

そして、その特異判定式は、やはり例外的・補完的な適用式ということになりますので、

いずれは多くの場面に適用される標準判定式に戻っていくことを前提にすべきである、未来永劫、特異判定式を適用させるのはいかなものかという考え方であり、その切替えの時期につきましては、岡田先生御指摘いただいたとおり、技術の革新、災害発生等もあるかと思えますし、あるいは、3年後見直しと言わずに、もっと前の段階から継続的に見直しをしていき、特異判定式を継続適用するのではなくて、切り替わる時期というものを考えていくべきではないか。ただ、切り替わって標準判定式になった途端に、支援を受けるべき交付金の額が減る、あるいは受けられなくなるということになると民間事業者の継続的な事業展開というものにおいて予見可能性が乏しくなってしまうといったところも懸念されるのではないかと。こういった御議論もいただきました。

早く切り替えるべきだ、いや、継続させてほしいといった、いろいろな御意見を引き続き議論の中で検討等させていただいて、特異判定式からどこかのタイミングで標準判定式に戻していくということではいかかと、そういう議論の結論に至っている段階でございます。よって、今、このような表現ぶりにさせていただいているというところでございます。

【岡田委員】 大体分かりましたが、多分大事なポイントは、事業者にとっての予見可能性をしっかりと確保していくということかなと思いました。特に新技術を導入するという場合には、当然大きなリスクを伴う投資を事業者は担わなければいけないので、そういうことに対する阻害効果がないようなことを配慮していくことが大事かなと思いました。

どうもありがとうございました。

【関口主査】 よろしいですか。どうもありがとうございます。

KDDI、山本様に入り直していただきましたので、山本様、御発言をお願いいたします。

【KDDI】 KDDIの山本です。先ほどは大変失礼いたしました。関口先生からの御指摘の部分について、先ほど相田先生からも補足をいただいておりますが、おおむね趣旨は同じですが、少し付け加えさせていただきます。

私どもの意見の趣旨なんですけれども、当然、離島に対して、これはケーブルだけでということではなくて、将来的に無線あるいは衛星を活用するということはあると。これ、実はこの場ではなくて、今日の午後もありますけれども、ユニバワーキングですか、そちらのほうでも99.9以外の0.1には衛星を使うということも行われ得るという話はさせていただいておりますので、その活用について否定しているものではございません。

ただ、その補填の対象みたいな形の、算定という形の中で、衛星に対して補填するとか、

そういった議論はまだ議論が詰まっていなかったと認識しておりますので、それは今後の議論として深める問題だという趣旨で、指摘をさせていただいた次第でございます。よろしいでしょうか。

【関口主査】 どうもありがとうございました。理解が深まりました。

ほかにいかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIの山本ですけれども、別の論点についても発言をしたかったのですが、このタイミングでコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いいたします。

【KDDI】 先ほど事務局から御説明いただいた中で、これはソフトバンクさんの意見、意見2の部分だと思うんですけれども、競争の補完についての御説明があったところでございます。趣旨としては、考え方、総務省様の御説明の中では、競争の補完というのは、電話のユニバを前提に置いて、いわゆる黒字部門から赤字部門への内部相互補助によっても賄えなくなったことを踏まえて、というのが趣旨であるという御説明でありました。

ただ、要は競争の補完というものをどういうふうに定義するかということなんですが、弊社としては、事務局の御説明は極めて狭い、狭義のイメージ、理解かなと思っております。もう少し「競争の補完」というものの本質を広く捉えれば、事業者の競争をベースにサービスを提供していくと、なかなか赤字地域においてはユニバーサルサービスというものの提供が確保されないので、それを制度で補うのが「競争の補完」。つまり競争に委ねてはなかなか埋まらないところを補完するという意味では、電話のユニバも、今回議論させていただいているブロードバンドユニバも、「競争の補完」として本質的には同じであろうと考えておりましたので、その点、事務局の説明に少し違和感を覚えたというところでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

事務局から補足説明はありますか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、競争の補完的手法の定義がよく分からず、それは自由主義経済で何か競争がなかった部分への補完の話なのか、実際に競争地域で競争があったことに伴う補完なのか、いろいろな定義の仕方があるのかなと思っております。以上です。

【関口主査】 山本さん、よろしいですか。

【KDDI】 はい。一旦、いろいろな定義があるんだということは確認できましたので、よ

ろしいかなと思います。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等、いかがでございましょうか。

御発言いただいている先生方から、感想でも一言いただくことにしましょうか。

大谷先生、いかがでしょう。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。感想程度しかない状況ではありますけれども、多数の賛同意見をいただくことができまして、今回、報告書が正式に取りまとめられる見通しが立ったということで、これを出発点として、さらに、例えばベンチマークの在り方であるとか、あるいは国民の負担と、それから特に特別支援区域の赤字で苦しんでいらっしゃる所の負担などについての見通しが立つという状況になったというのは、大変よかったですのではないかなと思っております。

ただ、今回幾つもの意見が提出されている中で、気になっているのは、例えば卸を使った場合であるとか、あるいは集合住宅などのケースで、やはり費用負担者、費用負担の総額、それから費用負担者の負担額などがはっきりしないケースも今後考えられるというような御指摘もいただいているところでして、やはり走りながら考えるというか、制度の精緻化というのをこれから進めていく不断の努力が求められているなということを感じている次第です。

事務局におかれましては、今回いただいた御意見、それぞれの立場で述べられているものではありますけれども、いずれも重要な御指摘が多かったと思いますので、今後の具体的な省令の策定などに当たりまして、十分に御考慮いただきますようお願いしたいと思っております。私からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

春日先生、一言頂戴できますでしょうか。

【春日専門委員】 ありがとうございます。春日でございます。今回の制度の答申（案）に関する意見ということで、細かいところは今後の検討ということでかなり積み上がっているんですけれども、おおむね賛同意見が出たということについては、ひとまず安心しております。

オブザーバの方以外からも、例えば12ページの考え方25とか26の辺りですね、特別支援区域の指定に関するところで、かなり深刻な赤字エリアを抱えていらっしゃる、例えば関西ブロードバンド株式会社さんとか北設広域事務組合さんとか、実際の現場でサービスを

提供しておられその状況に直面していらっしゃる方から、やはり深刻な赤字の実態に関する声を寄せられたということについては、改めてこの赤字エリアを何とかして、サービスを全国的に広げていくことの重要性、制度の重要性ということ認識した次第でございます。

細かいところの設計というのは、先ほど大谷先生もおっしゃっておられましたけれども、走りながら考えていくという部分が結構ありますが、最初の第一歩としての制度設計としてはよかったのではないかと思います。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

砂田先生、お言葉頂戴できますでしょうか。

【砂田専門委員】 砂田です。ありがとうございます。パブリックコメントの御意見をみて、私も、特別支援区域に関連する事業者の方々から結構切実な意見が出ているなどという感想を持ちました。こういった声を十分すくいながら、今後制度を運用されていくのがよいのかなと思いました。

また、先ほどのソフトバンクからの意見2についてなんですが、これについては、私は事務局の考え方とおりでよいと思っています。ユニバーサルサービスの制度が競争を補完するものだと、全面的にそういうものだと位置付けるのはどうかなと考えておりますので、事務局の考え方でよろしいと思います。私からは以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

ブロードバンドユニバーサルサービス制度が始まるについて、法律の中では一号交付金、二号交付金という形で2つの交付金が併記、一号と二号で並ぶことになったわけですが、一号のほうは、そもそもNTT東西の提供エリアについて、競争事業者さんがクリームスキミングでおいしいところから競争参入されるという中で、東西の内部補助が原資が少なくなってしまったというところから議論が始まっていたわけですね。

それに対して今回のブロードバンドユニバのほうは、民間移行だとか未整備エリアの解消だとか、あるいは大幅な赤字の補填というような形で、少なくとも現時点においては、ユニバーサルサービス義務をどの会社にも課していないという状況の中での議論が進んでいるという意味では、やはり一号と二号は少し背景が違っているということは間違いないですね。

ですから、先ほどから事務局も、定義の問題ではあるんだけどということ限定していましたが、そのような違いを少し強調すると、考え方2のような形になるんだなと私

も理解しております。

ソフトバンク、山田様からチャット欄に入っていますので、山田様、お願いいたします。

【ソフトバンク】 すみません。ソフトバンクの山田です。弊社の意見について、ありがとうございました。事務局のお考えは理解いたしましたので、ありがとうございましたというのが1点です。

もう1つは、我々としてここでもともと競争の補完というような意味合いを申し上げたのは、確かに内部相互補助が困難になったということが起因して、ブロードバンドユニバのほうは制度がというような話ではないというのは理解しておりますが、ブロードバンドのエリア拡大、サービス維持というの、本来は競争を通じて事業者がエリアを拡大したりであるとか、あとは料金を下げたりであるとか、品質向上がなされるのが理想的であり、それがある意味、成り立っているのが携帯電話の世界なのかなと理解しております。

そのような文脈でいえば、やはり競争では補えない部分というところをユニバーサルサービスのこういった制度で補って、国民に不可欠なサービスの提供を確保すると。そういう意味合いで、競争では足りない部分を制度で補完するというような意味合いで、もともと争の補完というふうに我々は捉えて意見をしたつもりであります。

したがって、我々の趣旨としてはそのようなことであるということと、あと、事務局のお考えとしては、ここは狭義に捉えて、電話とは違うんですというような回答と理解いたしましたので、今後の検討においても両方を踏まえて、いろいろと検討いただければと考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。一号、二号の取扱いの差分については、恐らく午後の議論で場所を変えて行われると思っておりますので、また午後、そういう議論をしましょう。

長田先生、お言葉頂戴できますでしょうか。

【長田専門委員】 長田です。ありがとうございます。今回の取りまとめについては、こうやってまとまることになってよかったなと思っております。

ただ、今後、ブロードバンドユニバというか、日本国内の人口がどうなっていくのか、誰がどういうふうに住んで暮らしていくのか、そして技術がどうなっていくのかということで、刻々といろいろ事態は変わっていくんだろうなとも思っておりますので、ずっときちんとモニタリングしながら、より適切なブロードバンドユニバが提供されるようになるというなと思っております。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

一通り委員の先生方からの意見は頂戴したんですが、改めて追加の御発言等いただけるようであれば、お願いしたいと思います。オブザーバの皆様からも追加の御発言は歓迎しますが、いかがでございましょうか。

特段チャット欄にも手も挙がっていないので、この辺りで審議は止めてよろしゅうございましょうか。

それでは、今回、事務局から提出いただいたパブコメに対する考え方の案、それから答申（案）につきましては、原案のとおりとさせていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【関口主査】 どうもありがとうございます。それでは、この原案のとおりとさせていただきます。

審議は以上ですので、ユニバーサルサービス政策委員会、三友主査に進行をお戻しいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【三友主査】 御議論ありがとうございました。

これまで御議論いただきました構成員の皆様、そしてオブザーバの皆様、改めてこの場でお礼を申し上げます。

実は私もワーキンググループのメンバーでもあるので、本当は先ほど一言申し上げるべきだったのかなとも思いました。この場を借りて、少しだけ発言を許してください。あくまで個人的な意見として申し上げますが、私自身のこの議論の原点というのは、総務省の地域情報化アドバイザーとして何度か地方へ行った折に、ブロードバンドが来ていない、そういう地域があることが実際に見て分かったわけです。

そうした地域においては、競争もないわけですから、競争原理でという理屈も成り立たないわけでありまして、したがって、ビジネスインセンティブもございません。そうした地域において、ブロードバンドの利用を求めている方がいらっしゃいます。そういった方々にどうやってブロードバンドを届けるか。その一つの答えが、今検討している制度であると考えております。

これまでの御議論に関しては、皆様の英知が詰まっていると思いますので、このまま私のほうから親会に報告させていただきたいと思っております。まだ議論していない部分がございます。それは何かというと、制度を受容する側の検討、すなわち利用する側、そし

て負担する側に関する議論であります。特に、直接的な受益と負担が異なりますので、そういった面も見ないと、この制度が本当に実効性あるものかどうかということは最終的に確認できないと思います。

引き続きしかるべき場で議論を続けていければと思っております。私も参加できる場面については参加させていただきたいと思っております。

すみません。個人的な意見を今申し上げました。

ユニバーサルサービス政策委員会の主査としての仕事に戻りたいと思います。

改めまして、関口主査及び構成員の皆様、そしてオブザーバの皆様、これまでの御議論に改めて感謝申し上げます。いただきました御意見を参考に、今し方取りまとめいただきましたパブリックコメントに対する考え方及び答申の案につきましては、必要な場合は、「てにをは」等の軽微な修正が今後また出てくるかもしれません。が、それはあくまでも必要な場合ということに限らせていただいて、私から、明日開催予定の、親会であります情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告することとさせていただきたいと思っております。

本日の議事は全て終了いたしましたけれども、全体を通じて何かございますでしょうか。ユニバーサルサービス政策委員会としてでも結構ですし、ワーキンググループとしてでも結構ですけれども、何かございましたらば御発言いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちましてユニバーサルサービス政策委員会（第37回）及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第7回）の合同会合を閉会いたします。

本日も朝から御議論いただき、ありがとうございました。

以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

（以上）